

	提出書類	部数		注意事項等
		原本	写し	
1	競売申立書	1		用紙はA4縦判に横書きにしてください。申立書は、①申立書1枚目、②当事者目録、③担保権・被担保債権・請求債権目録（強制競売の場合は、請求債権目録）、④物件目録で構成し、これをまとめて左綴じにしてください。また、書類下部に丁数を付してください。丁数を付せば、契印は不要です。
2	担保権・被担保債権・請求債権目録（強制競売の場合は、請求債権目録）		10	この写しには、捨印を押したり、丁数を付したりしないでください。計算表等の別表を引用している場合は、別表も添付してください。
3	執行力のある債務名義正本	1		強制競売の場合に必要です。送達証明書については、確定証明書による代用はできません。債務名義に更正決定がある場合は、その正本と送達証明書も必要です。
4	債務名義の送達証明書	1		
5	目的物件の登記事項証明書	1	2	発行後1か月以内のものを提出してください。目的物件が土地、建物的一方だけの場合は、他方の登記事項証明書も必要です。敷地権付き区分所有建物の場合は、敷地たる土地の登記事項証明書も必要です。
6	目的物件の固定資産公課証明書	1	2	固定資産の税額（固定資産税や都市計画税）及び評価額を証明しているものが必要です。市町村によって、1通で両方取得できる場合と、2通になる場合がありますので、確認の上、取得してください。
7	資格証明書（商業・法人登記の事項証明書でも可）	1	2	法人の債権者・債務者・所有者について必要です。発行後3か月以内のものを提出してください。不動産登記記録上や債務名義上の所在地から移転がある場合は、現所在地までの連続性を明らかにできる履歴事項証明書等も提出してください。写し2部については、申立債権者のものは不要です。
8	住民票（マイナンバーの記載のないもの）	1	2	自然人の債務者・所有者について必要です。発行後1か月以内のものを提出してください。不動産登記記録上や債務名義上の住所から転居している場合は、現住所までの連続性を明らかにできる戸籍附票等も提出してください。
9	代理人許可申請書	1		弁護士以外の代理人が申立てや競売手続上の一定の行為をする場合に提出してください。申請書には500円分の収入印紙、委任状、代理人と本人との関係を証する書面（社員証明書等）を添付してください。
10	破産管財人が選任されていることの証明書	1	2	債務者・所有者が破産手続開始決定を受け、破産管財人が選任されている場合に提出してください。破産裁判所に申請し、取得してください。破産者が法人の場合、資格証明書に破産管財人の記載があれば、改めて破産裁判所の証明書は必要ありません。
11	不動産登記法14条地図又は公図	1	2	法務局に備え付けがなく提出できない場合は、その旨の上申書を作成し、提出してください。
12	地積測量図	1	2	
13	建物図面、各階平面図	1	2	
14	物件案内図		3	目的物件の所在地が分かるようなものを添付してください。
15	事件進行に関する回答書		3	添付の照会書にご回答のうえ、提出してください。
16	続行決定申請書	1		目的物件に税務署、地方局、市町村等の「差押」登記がある場合に必要となります。
17	仮差押決定正本		1	強制競売が、仮差押の本執行移行である場合に提出してください。
18	特別売却に関する意見書	1		申立書に、特別売却に関する意見が記載されている場合は不要です。
19	郵便切手92円付返信用封筒	1		申立書審査後保管金提出書等を郵送する際に使用します。直接受け取りを希望する場合は不要です。